第２章　用途ごとの禁止行為と解除の承認について

第１節　劇場等

劇場等とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場、競技場など）、公会堂、集会場に客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏、スポーツなど各種の興行を行う場所をいいます。これらの施設は不特定多数の人が集まる場所であり、過去に火災が発生して大混乱を起こし、大きな被害が出たことから、喫煙・裸火使用・危険物品持込みのすべての行為が禁止されています。

なお、一時的に劇場等に使用する場合も、同様に禁止されます。

劇場等の舞台及び客席

１　禁止される場所と禁止される行為

劇場等の用途に使用される場所は、規模の大小にかかわらず、すべて規制対象となります。

また、喫茶室や売店などの劇場等の入場者等のための施設で、劇場等と管理権原者が同一である場合は、その部分も劇場等として規制されます。

ただし、例外として、劇場等の入場者等が利用する自動車車庫・駐車場部分については、自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

劇場等のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される場所は、「舞台」及び「客席」、危険物品持込みが禁止される部分は、「公衆（観客）の出入りする部分」です。

場　所	喫　煙　※	裸火使用	危険物品持込み
舞　台	×	×	×
客　席	×	×	×
公衆（観客）の出入りする部分			×

〔×：禁止〕

※　観覧場の場合、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席での喫煙は禁止されません。
また、公会堂又は集会場の場合、喫煙設備を設けた客席での喫煙は禁止されません。

⑴　「舞台」は、観客に興業を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室を含みます。観覧場においては、競技等を実施するフィールド部分（リング、スケートリンク等）が舞台に該当します。

⑵　「客席」は、いす席、座り席、升席、立見席などの各種客席の部分です。
また、客席内の通路部分も含まれます。

⑶　「公衆の出入りする部分」は、⑴の「舞台」と⑵の「客席」以外の部分で、客が使用するホワイエ、ロビー、廊下、通路、階段などの部分です。

⑷　「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。
第１章、第３節、３　危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

〔劇場等の例〕

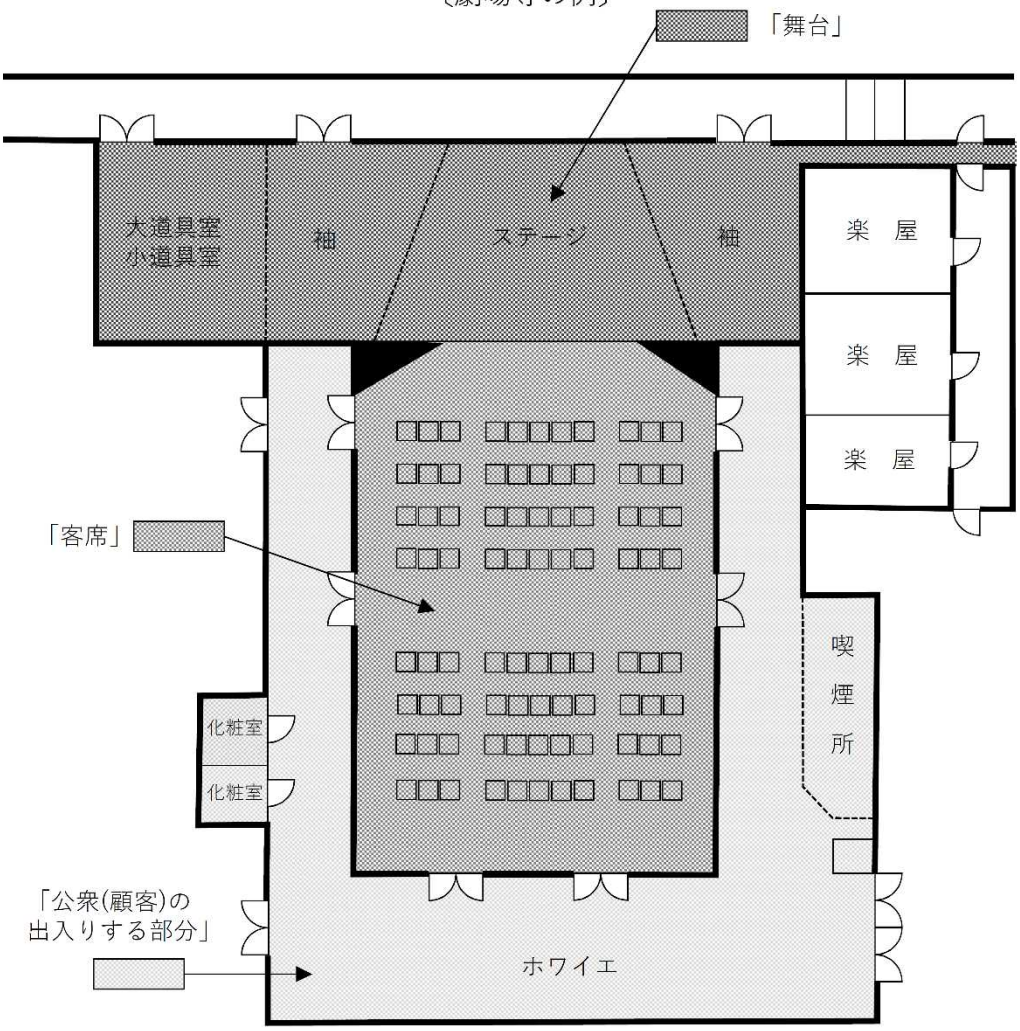

2　禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、入場者等の見やすい箇所に設けます。

標　識	設置箇所
禁　煙	・　舞台の入口 ・　客席の入口
火気厳禁	・　舞台の入口 ・　客席の入口
危険物品持込厳禁	・　入場者用の入口
全面禁煙	・　当該防火対象物又は指定場所の入口等

全面禁煙とする場合は観客に対し、館内放送で客席が「禁煙」であることを周知させるとともに、施設側として喫煙者に対する制止を適正に行える管理体制を確保しましょう。

3　解除承認について

⑴　禁止場所と禁止行為

劇場等の舞台、客席では喫煙・裸火使用・危険物品の持込み、公衆の出入りする部分では危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
舞　台	可	可	可
客　席	否	可	可
公衆（観客）の出入りする部分			可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。
「否」…解除承認を受けることができません。
（喫煙は、演技上必要なものに限られます。）

※　観覧場の屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席、公会堂又は集会場の喫煙設備のある客席については、喫煙の禁止される場所から除かれます。

⑵　解除承認を受けられる範囲

解除を受けるための基準は次表のとおりです。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
舞台	喫煙	1　演出のために必要なものに限ること。 2　喫煙設備を設けること。 3　**消火器具を設ける**★１こと。 4　従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	1　共通事項 ⑴　演出のために必要なものに限ること。 ⑵　周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 ⑶　**使用者が裸火使用を容易に停止できる措置**★２が講じられていること。 ⑷　**消火器具を設ける**★１こと。 ⑸　従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2　火気使用設備器具等を使用するもの ⑴　次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア　条例第３章において可燃物との**火災予防上安全な距離**★３が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ　アの距離が定められていないものは、4⑴又は⑵の規定に適合するものであること。 ⑵　液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア　危険物（消防法第２条第７号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。 イ　危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ⑶　固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 3　**火薬類**★４を消費するもの ⑴　火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。 ア　煙火は、固定して消費すること。 イ　消費中の煙火を移動しないこと。 ウ　次に掲げる**火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合する**★５こと。 (ｱ)　上方に噴き出す場合 ａ　火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。 ｂ　ａの範囲内及びその範囲の周囲２ｍ以内の床面を**防火性能を有する材料（準不燃材料等）**★６で覆うこと。 ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方４ｍ及び周囲２ｍ以内には、可燃物を置かないこと。

舞台	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	ｄ　ａの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 (ｲ)　斜めに噴き出す場合 ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。 ｂ　噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がいないこと。 ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲の上方４ｍ及び周囲２ｍの部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 ｄ　ｃの範囲内の床面を**防火性能を有する材料（準不燃材料等）**★６で覆うこと。 ｅ　ｂの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 (ｳ)　下方に噴き出す場合 ａ　煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。 ｂ　ａの範囲内及びその範囲の周囲２ｍ以内の床面を**防火性能を有する材料（準不燃材料等）**★６で覆うこと。 ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方２ｍ及び周囲２ｍ以内には、可燃物を置かないこと。 ｄ　ａの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 エ　実験により特性を確認したものであること。 オ　火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ　煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 キ　消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 ク　0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 ⑵　火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。 ア　煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 イ　飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 ウ　煙火は、**飛しょうするもの**★７でないこと。 エ　火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 オ　0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 ４　その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 ⑴　**固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの**★８ ア　火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置か

舞台

裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）

ないこと。

イ　アの範囲内及びその範囲の周囲２ｍ以内の床面を**防火性能を有する材料（準不燃材料等）**★６で覆うこと。

⑵　**火炎を有するもの**★９

周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。

ア　可燃物の**着火限界熱流束**★10が10kw/㎡以上の場合は、**火炎の幅及び長さ**★11に応じて、表１に規定する距離

表１　　単位：cm

火炎の長さ ＼ 火炎の幅	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40		50			60			
40以内	40	60		70	80		90			100
60以内	50	70	80	90	100	110		120		130
80以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
120以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
200以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

イ　可燃物の**着火限界熱流束**★10が３kw/㎡以上10kw/㎡未満の場合は、**火炎の幅及び長さ**★11に応じて、表２に規定する距離

表２　　単位：cm

火炎の長さ ＼ 火炎の幅	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	60	80	90	100	110	120		130		140
40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320

舞台	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）		100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
			120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
			140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
			160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
			180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
			200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

ウ　ア又はイにより難い場合は、火炎の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次の(ｱ)の式により求めた形態係数を、次の(ｲ)の式に当てはめて得た値が、可燃物の**着火限界熱流束**★10を超えない距離

図

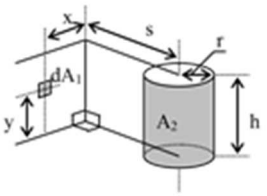

A_2は、火炎
hは、火炎の長さ
rは、火炎の幅の半径
dA_1は、受熱面（可燃物）

(ｱ)　$$F=\frac{S}{B}-\frac{S}{2B\pi}\left\{\cos^{-1}\left(\frac{Y^2-B+1}{A-1}\right)+\cos^{-1}\left(\frac{C-B+1}{C+B-1}\right)\right.$$
$$-Y\frac{A+1}{\sqrt{(A-1)^2+4Y^2}}\cos^{-1}\left(\frac{Y^2-B+1}{B^{1/2}(A-1)}\right)$$
$$\left.-C^{1/2}\frac{C+B+1}{\sqrt{(C+B-1)^2+4C}}\cos^{-1}\left(\frac{C-B+1}{B^{1/2}(C+B-1)}\right)+H\cdot\cos^{-1}\left(\frac{1}{B^{1/2}}\right)\right\}$$

Fは、形態係数
Sは、s/r
Xは、x/r
Yは、y/r
Hは、h/r
Aは、$X^2+Y^2+S^2$
Bは、S^2+X^2
Cは、$(H-Y)^2$

(ｲ)　$$q=\sigma\varepsilon F\left(T_f^4-T_0^4\right)$$

qは、A_2（火炎）からdA_1（受熱面）が受ける熱流束
σは、5.67×10^{-11}（単位　kW/m^2K^4）
εは、1
T_fは、$1{,}093$（単位　K）
T_0は、293（単位　K）

(3)　**微小な火源を有するもの**★12

演出上必要最小限の範囲内であること。

<table>
<tr><td rowspan="2">舞台</td><td></td><td>⑷　瞬間的に燃焼するもの★13
演出上必要最小限の範囲内であること。
５　直接屋外に開放された場所における使用については、２から４までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>裸火使用（瞬間的な火炎による裸火★14）</td><td>１　共通事項
⑴　演出のために必要なものに限ること。
⑵　周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
⑶　使用者が裸火使用を容易に停止できる措置★２が講じられていること。
⑷　消火器具を設ける★１こと。
⑸　従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
２　気体燃料を熱源とするもの
⑴　機器は、安定した火炎を発生できるもの★15であること。
⑵　カートリッジ式のもの★16に限ること。
⑶　燃料の逆流を防止する構造又は対策★17が講じられていること。
⑷　燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。
⑸　燃料への点火は、電気点火とすること。
⑹　床面等に固定して使用すること。
⑺　可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
⑻　次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。
ア　上方に噴き出す場合
（ア）　火炎の発生から消滅までの時間が１秒以内のもの
ａ　火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表１に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
表１　単位：cm
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="10">火炎の幅</td></tr>
<tr><td>20
以内</td><td>40
以内</td><td>60
以内</td><td>80
以内</td><td>100
以内</td><td>120
以内</td><td>140
以内</td><td>160
以内</td><td>180
以内</td><td>200
以内</td></tr>
<tr><td rowspan="7">火炎の長さ</td><td>200
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="6">50</td></tr>
<tr><td>300
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="5">50</td><td>100</td></tr>
<tr><td>400
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td>100</td></tr>
<tr><td>500
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td>100</td></tr>
<tr><td>600
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td>100</td></tr>
<tr><td>700
以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td>100</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">舞台</td><td rowspan="2">裸火使用（瞬間的な火炎による裸火★14）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>800以内</td><td colspan="3">25</td><td colspan="3">50</td><td>100</td></tr>
</table>
ｂ　ａの範囲の上方及び側方にそれぞれ表２に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2ｍの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、**ＪＩＳ（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Ａ1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置**★18が講じられていること。
表２　単位：cm
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="10">火炎の幅</td></tr>
<tr><td>20以内</td><td>40以内</td><td>60以内</td><td>80以内</td><td>100以内</td><td>120以内</td><td>140以内</td><td>160以内</td><td>180以内</td><td>200以内</td></tr>
<tr><td rowspan="8">火炎の長さ</td><td>200以内</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td colspan="3">150</td><td colspan="3">200</td></tr>
<tr><td>300以内</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td>150</td><td colspan="3">200</td><td colspan="2">300</td></tr>
<tr><td>400以内</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td>150</td><td colspan="2">200</td><td colspan="3">300</td></tr>
<tr><td>500以内</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td><td colspan="2">200</td><td colspan="4">300</td></tr>
<tr><td>600以内</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td><td colspan="2">200</td><td colspan="3">300</td><td>400</td></tr>
<tr><td>700以内</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td><td colspan="2">200</td><td colspan="3">300</td><td>400</td></tr>
<tr><td>800以内</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td><td colspan="2">200</td><td colspan="3">300</td><td>400</td></tr>
</table>
ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表２に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。
ｄ　ａの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。
(ｲ)　火炎の発生から消滅までの時間が１秒を超え５秒未満のもの
ａ　火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表３に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
表３　単位：cm
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="10">火炎の幅</td></tr>
<tr><td>20以内</td><td>40以内</td><td>60以内</td><td>80以内</td><td>100以内</td><td>120以内</td><td>140以内</td><td>160以内</td><td>180以内</td><td>200以内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">火炎の長さ</td><td>200以内</td><td>25</td><td>50</td><td colspan="4">100</td><td colspan="5">150</td></tr>
<tr><td>300以内</td><td>25</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td colspan="4">150</td><td>200</td></tr>
<tr><td>400以内</td><td>25</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td colspan="4">150</td><td colspan="2">200</td></tr>
<tr><td>500以内</td><td>25</td><td>50</td><td colspan="3">100</td><td colspan="3">150</td><td colspan="2">200</td><td>300</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

舞台	裸火使用（瞬間的な火炎による裸火★14）	

	600以内	50	100	150	200	300
	700以内	50	100	150	200	300
	800以内	50	100	150	200	300

ｂ　ａの範囲の上方及び側方にそれぞれ表４に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2ｍの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、**ＪＩＳＡ1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置**★18が講じられていること。

表４　　単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	200以内	100	150	200	300					400	
	300以内	100	200	300			400				500
	400以内	150	200	300		400			500		
	500以内	150	200	300	400			500			600
	600以内	150	200	300	400		500		600		
	700以内	150	200	300	400	500			600		700
	800以内	150	200	300	400	500		600			700

ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表４に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。

ｄ　ａの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。

イ　斜めに噴き出す場合

（ｱ）　火炎の発生から消滅までの時間が１秒以内のもの

ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。

ｂ　噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表１に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表２に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、**ＪＩＳＡ1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置**★18が講じられていること。

ｄ　ｂ及びｃの範囲内には、演技者等がいないこと。

舞台	裸火使用（瞬間的な火炎による裸火★14）	ｅ　ｂの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 (ｲ)　火炎の発生から消滅までの時間が１秒を超え５秒未満のもの ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。 ｂ　噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表３に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表４に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、**ＪＩＳＡ1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置**★18が講じられていること。 ｄ　ｂ及びｃの範囲内には、演技者等がいないこと。 ｅ　ｂの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 ３　液体燃料を熱源とするもの ⑴　危険物は、**引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内**★19であること。 ⑵　危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ⑶　２⑴、⑶及び⑸から⑻までの規定を準用すること。 ⑷　２⑻において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲１ｍ以内の床面を**防火性能を有する材料（準不燃材料等）**★６で覆うこと。 ⑸　⑷の床面に可燃物がある場合には、**ＪＩＳＡ1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置**★18が講じられていること。 ４　直接屋外に開放された場所における使用については、２及び３の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。
	危険物品持込み	１　**消火器具を設ける**★１こと。 ２　従業員等による監視体制が講じられていること。 ３　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴　危険物 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第３に定める指定数量の 100 分の１未満であること。 ⑵　可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 100 分の１未満であること。 ⑶　**可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を除外される液化ガスに限る。）**★20 **容器の許容充塡ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）**★21。 ⑷　**火薬類**★４ 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、１回の公演当たり次の個数以

舞台	危険物品持込み	下であること。 ア　舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、**舞台部の空間の高さ**★22が８ｍ以上の劇場の場合 (ｱ)　0.1g 以下のものは、50 個 (ｲ)　0.1g を超え 15ｇ以下のものは、10 個 (ｳ)　**0.1g を超え５ｇ以下のものは、(ｲ)に含まれる個数を除き 10 個**★23 イ　ア以外の場合 (ｱ)　0.1g 以下のものは、50 個 (ｲ)　0.1g を超え 15ｇ以下のものは、10 個 ４　直接屋外に開放された場所における持込みについては、３の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	１　**消火器具を設ける**★1こと。 ２　従業員等による監視体制が講じられていること。 ３　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴　危険物 危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量の 20 分の１未満であること。 ⑵　可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 20 分の１未満であること。 ⑶　**可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）**★20 **容器の許容充塡ガス質量の合計が５kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）**★21。

★1　「消火器具を設ける」とは？

ア　消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

イ　消火能力単位が２以上の消火器具を置きます。（消火能力単位は、消火器具に表示されています。）

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★2　「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは？

１動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

★3　「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

火気使用器具の使用

★4　「火薬類」の取扱いは？

次のとおりです。

ア　「１回の使用」の数量は、１公演分をまとめてとらえます。

イ　火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を１回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。

ウ　消費する場合は、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

★5　「火花の噴き出す方向に応じてそれぞれ定めるところに適合する」とは？

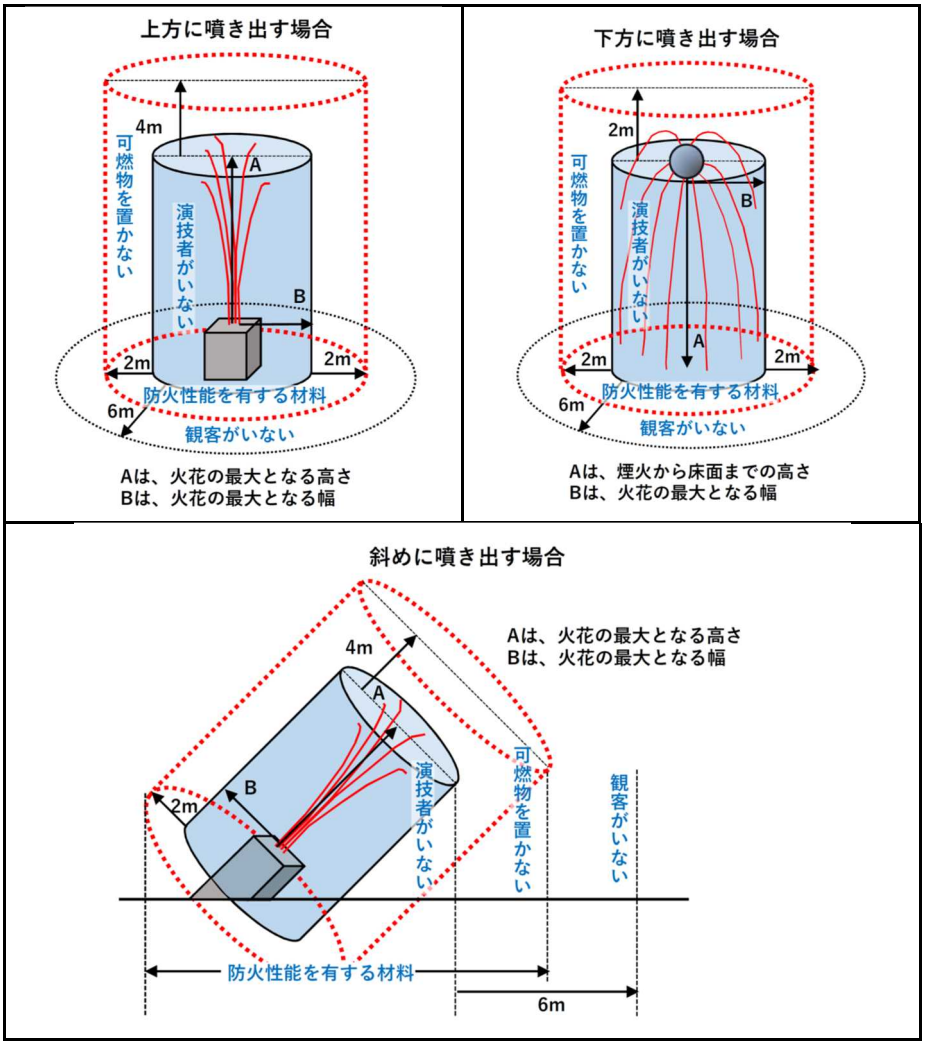

★6　「防火性能を有する材料（準不燃材料等）」とは？

床面の養生は、次の３点が認められています。
ア　準不燃材料
イ　当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた難燃材料
ウ　当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた防炎物品
申請時には、煙火の現象と床面の材料が確認できる資料を添付してください。
床面養生材を用いる場合は、すき間が生じないように確実に覆ってください。

★7　「飛しょうするもの」とは？

ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいいます。
このような煙火は、火花が飛ぶ範囲が確実でないことから承認することができません。

★8　「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」とは？

グラインダー、アーク溶接等があげられます。

★9　「火炎を有するもの」とは？

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等があげられます。

★10　「着火限界熱流束」とは？

ある物質が着火するのに必要な熱流束（熱の移動）の値をいいます。
この値を超える熱流束を一定時間受けると着火します。

例　木材の着火限界熱流束⇒　10kw／㎡
　　布の着火限界熱流束　⇒　３kw／㎡

★11　「火炎の幅及び長さ」とは？

燃焼面に対して垂直方向の大きさを「火炎の長さ」、燃焼面に対して平行方向の大きさを「火炎の幅」と取り扱います。

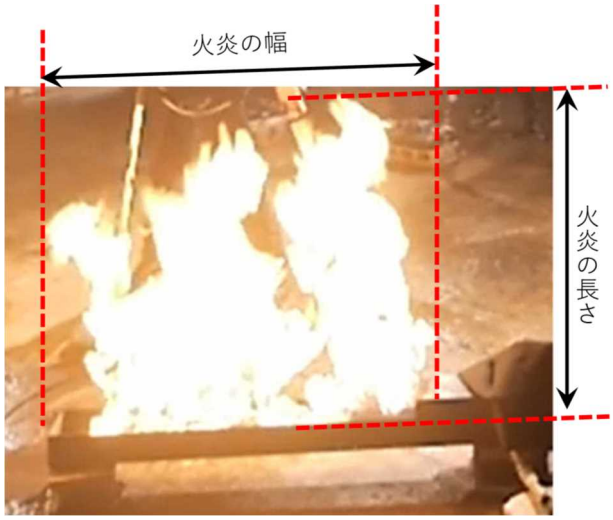

（例）火炎の幅及び長さ

★12　「微小な火源を有するもの」とは？

香、線香等があげられます。

★13　「瞬間的に燃焼するもの」とは？

マジックなどで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等があげられ、「瞬間的な火炎による裸火」とは根本的に異なります。

なお、フラッシュペーパーやフラッシュコットン等に含まれているニトロセルロースなどの成分については、ＳＤＳ（安全データシート）等で確認したうえで、危険物第５類第１種自己反応性物質として審査します。

また、湿潤状態 23%未満の場合は火薬類としても審査し、危険物と火薬類の両方の基準を満たす必要があります。

※　フラッシュペーパーやフラッシュコットン等は、湿潤状態が高いほど爆発危険が低くなることから、湿潤状態で保管し、使用時に乾燥させることが一般的です。

★14　「瞬間的な火炎による裸火」とは？

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が５秒未満であるものをいいます。

★15　「安定した火炎を発生できるもの」とは？

機器の性能等が確認されており、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものをいいます。

★16　「カートリッジ式のもの」とは？

高圧ガス保安政令第２条第３項第８号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいいます。

★17　「燃料の逆流を防止する構造又は対策」とは？

機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものをいいます。

★18　「ＪＩＳA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置」とは？

ＪｌＳ　A1323A種、ＪＩＳ　A1323Ｂ種及びＪｌＳ　A1323Ｃ種に適合する工事用シートを用いて、すき間が生じることのないように可燃物が養生されていなくてはなりません。

ＪＩＳ　A1323 に適合する工事用シートの難燃性の区分

種　類	難燃性
A　種	厚さ９㎜ の火花発生用鋼板を溶断するとき、発生する火花に対し発炎及び防火上有害な貫通孔がないこと。
B　種	厚さ 4.5㎜ の火花発生用鋼板を溶断するとき、発生する火花に対し発炎及び防火上有害な貫通孔がないこと。
C　種	厚さ 3.2㎜ の火花発生用鋼板を溶断するとき、発生する火花に対し発炎及び防火上有害な貫通孔がないこと。

※　規格に適合していることを確認しますので、仕様書等を添付してください。

（例）覆い養生材（JIS A1323 適合品）

★19　「引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内」とは？

液体燃料を熱源とする機器に関しては、１回の公演における機器１台あたりの危険物の消費量 100ml 以内としています。

★20　「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）」とは？

「高圧ガス保安法第３条第１項第８号及び高圧ガス保安政令第２条第３項第８号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

（例）高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス

ガスライター	ガスライター補充用ガス容器	エアゾール製品	カートリッジガスボンベ

（例）高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス

劇場等（直接屋外に開放された舞台、客席は除く。）では解除承認できません。

★21　「容器の許容充填ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（ＮＥＴ）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が 250g の可燃性ガス容器であれば、２本まで持ち込むことができます。

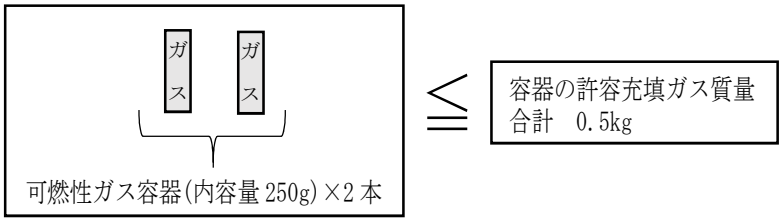

★22「舞台部の空間の高さ」とは？

舞台床面から天井部にあるバトンや照明設備など、天井部の設備等の下端部分までの距離をいいます。

なお、天井部の設備等の下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいいます。

★23　「0.1g を超え５ｇ以下のものは、(イ)に含まれる個数を除き 10 個」とは？

舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ舞台部の空間の高さが８ｍ以上の場合の劇場についての最大持込み個数は、0.1g 以下のもの 50 個 ＋ 0.1g を超え 15g 以下のもの 10 個 ＋ 0.1g を超え５ｇ以下のもの 10 個 の計 70 個となります。

⑶　申請上の留意事項

ア　特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません（第３章、３「その他の必要書類」を参照）。

イ　申請の内容によっては、床や大道具の不燃化、難燃化などが必要とされます。

ウ　施設の管理者と興行の主催者が異なる場合については、禁止行為の申請内容を事前に双方で十分検討し、申請を行わなければなりません。

また、申請については、施設管理者、演出担当者、演技者などが申請内容を相互に十分把握、理解した上で、建物所有者又は防火管理者等の責任のある者が行わなければなりません。

（例）火薬類を消費する特殊効果

ジャーブ

光の粒子が噴水のように吹き上がります。
「ローカロリー(低温)花火」と呼ばれることもあります。
ジャーブの紙筒の表面には、2sec×6ftといった表示がされています。これは高さ6フィート(約1.8m）の煙火を2秒間消費するという表示です。

※sec（秒)、ft（1フィート＝約30cm)

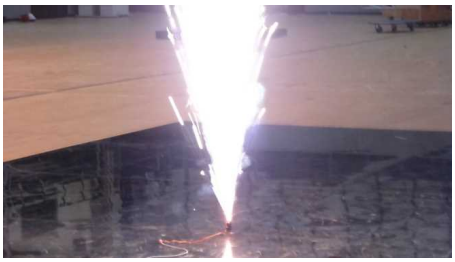

エアバースト

爆発音を伴って、光の粒子が球状に拡がります。天井部分から吊り下げるなどの設置方法が考えられます。

マイン

一本の仕掛け筒から、「星」と呼ばれる花火の小粒が、数十個一斉に燃焼・発光し、尾を引いて上空に打ち出される特殊効果です。

（例）瞬間的な火炎となる特殊効果

ミニフレーマー

気体燃料（LPG）を熱源とする、瞬間的な火炎を発生する機器です。
遠隔操作により、電気点火、燃焼させることが可能です。

Q1　劇中で演出のため、舞台でロケット花火を使用したいのですが、解除承認できますか？
A　火薬類の消費は「裸火」に該当するので、禁止行為となります。 火薬類を消費する場合は、固定して行うこととされているので、ロケット花火などは解除承認されません。

Q2　屋外でコンサートを企画しています。 舞台と客席を作り、舞台上で演出効果を高めるために、裸火にあたる煙火を使用します。解除承認申請は必要ですか？
A　屋外の舞台でも劇場等の指定場所として規制対象となるため、解除承認申請が必要になります。   屋内の劇場における舞台及び客席

Q3　舞台のセットとして持ち込むオートバイのタンクに燃料（ガソリン）が入っています。 禁止される行為となりますか？
A　舞台のセットとして展示するのみで、エンジンをかけて稼働させなければ、「危険物品持込み」としてとらえないため、解除承認申請は必要ありません。

4　全面的に禁煙にする場合の措置

全面的に禁煙にする場合は、第１章、第５節、２「全面的に禁煙にする場合の措置」の措置を行う必要があります。

5　喫煙所の設け方

喫煙所は、喫煙が禁止される指定場所以外の部分に設け、常に喫煙所の設置基準に合った安全な状況が維持されるよう、管理されなければなりません。

第１章、第５節、４「適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所とは」の基準を遵守するとともに、次の点に留意してください。

⑴　劇場等の場合、舞台や客席での喫煙が禁止されていますので、入場者等に分かりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。

⑵　施設の管理者やイベント主催者は、すべての従業員に喫煙所の設置の目的について十分説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。

⑶　施設の管理者やイベント主催者は、スタッフや出演者等に対し、喫煙管理について十分説明を行い、安全の徹底を図らなければなりません。

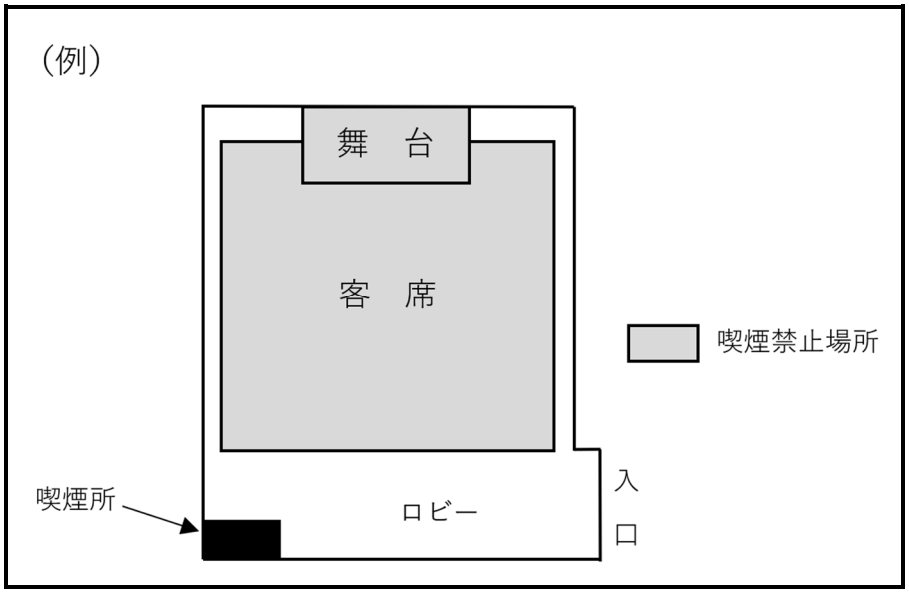
（例）
舞　台
客　席
喫煙禁止場所
喫煙所
ロビー
入
口